

江南市タウンミーティング実施要綱

江南市タウンミーティング実施要綱（平成27年12月25日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市長が地域に出向き、市民と直接対話をすることにより、良好なコミュニケーションと信頼関係を築きながら、「市民の声」を市政運営に活かすため、江南市タウンミーティング（以下「タウンミーティング」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（参加者）

第2条 タウンミーティングに参加する者（以下「参加者」という。）は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者とする。

2 参加者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）単なる要望や苦情などの行政相談、特定の個人又は団体の権利に関する内容など、タウンミーティングに直接関係のない発言をしないこと。

（2）放談等、騒ぎ立てることをしないこと。

（3）タウンミーティングを妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

（実施方法）

第3条 タウンミーティングの実施方法は、参加者と市長及び市長が指定する市職員との対談による意見交換とする。

（開催時間及び実施場所）

第4条 タウンミーティングの開催時間は、参加者の利便に配慮して選定するものとする。

2 タウンミーティングの実施場所は、市内とする。

（開催の告知）

第5条 タウンミーティングの開催の告知は、原則として市ホームページ等での発信及び報道機関への情報提供などにより行うものとする。

（参加の手続き）

第6条 会場の都合により参加者に定員を設ける場合は、先着順とし、定員を超えるときは入場を断ることができるものとする。

（公開）

第7条 タウンミーティングは、原則として公開する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（公表）

第8条 タウンミーティングの結果は、その概要を市ホームページ等により公表する。

（庶務）

第9条 タウンミーティングに関する事務は、秘書人事課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、タウンミーティングの実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。